平成の礎築く「自衛隊加憲」(老生の呟き)

日本郷友連盟 特別顧問 宝珠山 昇

○ 対米自立という観点においてーーー「月刊日本」を始め朝日新聞を筆頭と する左翼陣営も在日米軍が出て行った後、日本が現実的に自立する方法を全く 考えてこなかったということ、これが国家としての戦後最大の病巣です。

「月刊日本」が真の対米自立を唱え続けるのであれば、対米自立の具体論(再軍備、核武装、憲法改正)を堂々と出して下さい。——失われた戦後73年と日本人の誇りを取り戻すべく(GHQの二度と日本を立ち上がらせないことを旨とする、マインドコントロールを是非とも解いてください)言論、出版活動をさらにしていただければと思います(「月刊日本」2018年12月号142頁「読者より」:真の対米自立とは:木村吉辰 61歳会社員)。

○ この木村氏の指摘と要望を小生は共有しています。この指摘等に対する同 誌編集部の次のような答えについて小生の感想を述べます。

「本誌は自主防衛論を否定したことはありません。しかし、防衛力をつければアメリカから独立できるとする議論は間違っていると考えます。-- アメリカの軍事力は全世界を敵に回しても打ち勝つことができます。これに対抗し得る軍事力を身につけることは、(日本のみならず、中露とて)不可能です。しかし、中露がアメリカに従属していると思う人はいないはずです。それは彼らが外交力でアメリカを押し返しているからです。

これこそ対米自立の基礎を形成するものと考えます。防衛力を増やしたり、あるいは核武装をしても、アメリカから独立する気概がなければ、状況は変わりません。一 憲法改正も同様です。憲法を改正すれば直ちにアメリカから独立できることはあり得ません。我々はその点を強く訴えていきたいと考えています。」(同上 143 頁)

○ 日本は、米中露の超大国に囲まれた、彼らの戦略的要地に位置する中級国家であり、軍事、領土、資源、文化、言語、宗教小国である。二十世紀後期頃からは、民主、経済、技術大国が加わり、日本支配の価値、誘惑を高めている。加えて、朝鮮併合、日清・日露戦争の勝利、太平洋戦争の敗戦などによる後遺症を抱えている。

このような基本的戦略環境の下で、「自国の安全保障を全部自前でやる」というような自立は不可能である。自主自立を企図して大失敗したのが二十世紀中期の「敗戦」であり、これは教訓としなければならない。また、占領下での9条を含む硬性憲法の制定は、占領軍の無法行為、占領・属国の長期継続策であろうが、今これに抵抗する力も利益もない。

戦後の官僚集団は、このような基本認識の下に、1957 年 5 月国防会議・閣議決定の「国防の基本方針」≪国力国情に応じて効率的な防衛力を漸進的に整備し、外部からの侵略に対しては、国際連合が有効にこれをする機能を果たし得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する≫等に基づき、計画期間中に実行可能な具体的施策の提案、説得、実行に努めてきております。これは、「自主独立策」でも、「自主防衛論」でもなく、これらより控えめな「独立度の漸進的向上策」です。これらの成果が、現在大多数の国民の理解と支持を得ている防衛体制です。

何からの独立度の向上かと問われれば、アメリカ合衆国を含む諸国からのものである。なぜ米国との同盟かと問われれば、中・露などと与するよりは、日本にとって有益・有利と判断しているからである。仮に、日米同盟を解消したとすれば、中・露などは、日本支配、属国化を容易に達成するであろう。日米同盟の選択が賢明なものであることは歴史が証明しています。

しかし、半世紀も前に我々官僚群が描いていたものの一部しか未だ達成されていません。これを妨害し遅延等させて来たのは、前述の編集部の答えのような、論点を逸らしたり、戦争絶対反対などと言って逃げたりする論者、自衛隊は憲法違反だとする主張がある等と記述する教科書の存在もあります。

さらに、安全保障環境の変化を無視して、自衛隊は憲法違反の存在だ、高性能装備は専守防衛の範囲を逸脱する等と主張したり、憲法改正や防衛力の充実は、集団的自衛権の全面的行使、自衛隊海外派兵のためのもの、対米従属を追認するもの、とか、国民を誤った方向に誘導しようとする、曲解もさせる工作的言動もあります。これらを根底で強力に支えているのが、非現実的・観念的な憲法九条等に惑わされて思考停止等しているものです。

- 月刊日本編集部は、「外交力こそ対米自立の基礎を形成するもの、防衛力増強、核武装、憲法改正などしても、アメリカから独立する気概がなければ、状況は変わらない」などと答えながら、外交力を支える基盤、気概の具体的向上策には触れず、中、露、朝などの無法行為などの厳しい安全保障環境も無視し、防衛力の充実、憲法改正の効果も否定している。これは理解に苦しむ責任逃れの回答・主張である。
- 普通の人が現行憲法を素直に読めば、自衛力保有の重要性などについては思考停止などしがちであろう。独立度・外交力の向上のためには、中・露の進出、米の後退、多極化、朝鮮半島情勢など厳しさを増し続ける安保環境の現実・実態を注視して、中長期の対応策を考える習性が肝要と考える。

憲法改正(自衛隊加憲(注))は、これからの日本を担う主権者、特に若い層が、憲法の前文や第九条、人類がこれまでに到達している世界平和の理想像、 国際社会の現実などを踏まえて、日本が自衛力を保有する必要性、その質と量、 その運用などについて、現実的に真剣に思考する習性を涵養し、独立自尊・相 互尊重の気概を高め、文民統制力を向上するために有効な施策である。言うま でもなく、これらの達成には長い年月を要する。

自衛隊加憲、防衛能力の改革改善増強等は、安保環境の変化に対応し、国の独立・安全・繁栄を享受しつつ共生・共存して行くため、木村氏が要望の「マインドコントロールを解く」ため、有効で実施可能で具体的な施策である。

(注) 九条の二自衛隊加憲私案(主旨)

- 第九条の二 我が国は、前条第一項に規定する「正義と秩序を基調とする国際平和」が実現する までは、前条第二項の規定にかかわらず、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、 必要最小限の防衛力を保有する。
- 2 我が国は、内閣を代表する内閣総理大臣を最高指揮権者とし、前項に定める防衛力を以って、 必要最小限度の自衛権を法律の定めるところにより行使する。
- 3 我が国は、第一項に定める防衛力を以って、国際社会が行う平和維持活動等に法律の定めるところにより貢献する。

補足説明:私案はこれまでの政府統一見解などを追認するものです。第一項は、日本国憲法の超長期の目標、基本理念の一つである国際平和の理想像を肯定・残置しつつ、現実の安保環境に対応しての自衛権行使体制の保有を宣明し、内外に存在する自衛隊に対する偏見、誤解などを払拭するものです。第二項及び第三項は、文民統制の下にこの防衛力を運用することを表明するものです。なお、自衛権行使の限界、乱用・誤用の防止などについて更に規定する必要があれば、「自衛の措置としての武力の行使の三要件」を加えることなどを検討すればよいとの考えです。さらに詳細は、提言第二、三、四の「自衛隊合憲の歴史と論理」などを参照下さい。 (平成31年2月23日 記)